「地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令」(案)について

[ポイント]

- ① 平成30年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法や交付時期等について、地方交付税法の規定に基づき、総務省令で定めるもの
- ② 毎年度、政府予算の成立後、省令を制定(平成30年度復興特別交付税予算総額:5,769億円)
- ③ 平成29年度の省令との変更点は、年度更新等の技術的なもののみ

【概要】

1. 決定・交付時期

平成30年度分の震災復興特別交付税について、平成30年9月及び平成31年3月に、決定・交付

2. 算定項目

- (1) 直轄・補助事業の地方負担額
- (2) 地方単独事業(単独災害復旧事業費、中長期派遣職員受入れ、職員採用等)
- (3) 地方税等の減収額
- 3. 精算及び返還

過年度に見込み額等に基づき算定した額と実際に要した額との差額の精算(加算・減算)や返還方法について規定

<u>4. 施行期日</u>

公布の日

地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(概要)

[ポイント]

- 決定・交付時期、算定項目いずれも平成29年度と同様
- 1 平成30年度分の決定時期・交付時期(第1条)

平成30年9月及び平成31年3月において、平成30年度分の震災復興特別交付税を 決定・交付する。

- 2 平成30年度分の震災復興特別交付税額の算定方法等
- (1) 平成30年度9月分
 - ① 新規算定額(第2条) 各算定項目(別紙のア~ウ)の合算額(A)とする。
 - ② 過大・過少算定及び返還(第3条)
 - ア 平成30年度9月分として交付する額は、A-B±Cとする。
 - (Cが過大算定額の場合には減算、過少算定額の場合には加算)
 - B:平成29年度に減額できなかった平成23~29年度分の過大算定額
 - C:新たに生じた平成23~29年度分の過大・過少算定額
 - イ 平成30年度9月において、次に掲げる場合には、当該負数となる額に相当する額を返還させる。
 - Cが過少算定額の場合: A-B+C
 - Cが0又は過大算定額の場合:A-B
- (2) 平成30年度3月分
 - ① 新規算定額(第4条) 各算定項目(別紙のア〜ウ)の合算額から平成30年度9月分の新規算定額を控除した額(A)とする。
 - 加算・減額(第5条)

平成30年度3月分として交付する額は、A-B±Cとする。

- (Cが過大算定額の場合には減算、過少算定額の場合には加算)
 - B:平成30年度9月分で減額できなかった平成23~29年度分の過大算定
 - C:新たに生じた平成23~29年度分の過大・過少算定額
- ※なお、算定額が負数となる場合には当該額をOとする。また、当該減額できない額については平成31年度分から減額する。

3 平成30年度分の交付の特例(第6条)

総務大臣が必要と認める場合には、別に省令で定めるところにより、上記以外の月において、平成30年度分の震災復興特別交付税を決定・交付する。

4 震災復興特別交付税額を繰り越した場合の算定方法等(第7条)

平成30年度震災復興特別交付税額の一部を平成31年度に繰り越した場合の算定方法等は別に省令で定める。

5 意見の聴取(第8条)

震災復興特別交付税を返還させる場合における意見の聴取の方法について定める。

6 施行期日

公布の日

ア 直轄・補助事業の地方負担額 ○23年度補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第1号・第2号) 〇23年度補正予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第3号) 〇24年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第4号) ○24年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第5号) ○25年度当初・補正予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第6号・第7号) 〇25年度当初予算による公営企業に係る復興交付金事業(基金事業)の一般会計負担額 (第8号) ○26年度当初予算による補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第9号) ○26年度当初予算による公営企業に係る 復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額 (第10号) 〇27年度当初予算による直轄・補助事業(基金事業)に係る地方負担額 (第11号) ○27年度当初予算による公営企業に係る 復興交付金事業等(基金事業)の一般会計負担額 (第12号) ○28年度当初・補正予算による直轄事業に係る地方負担額 (第13・17号) 〇28年度当初・補正予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%) (第14・18号) ○28年度当初・補正予算による補助事業に係る地方負担額 (第15・19号) ○28年度当初・補正予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%) (第16・20号) ○28年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額 (第21号) ○28年度予算による公営企業に係る 復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%) (第22号) ○29年度予算による直轄事業に係る地方負担額 (第23号) ○29年度予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%) (第24号) ○29年度予算による補助事業に係る地方負担額 (第25号) ○29年度予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%) (第26号) ○29年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額 (第27号) ○29年度予算による公営企業に係る 復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%) (第28号) ○30年度予算による直轄事業に係る地方負担額 (第29号) ○30年度予算による直轄事業に係る地方負担額(措置率95%) (第30号) ○30年度予算による補助事業に係る地方負担額 (第31号) ○30年度予算による補助事業に係る地方負担額(措置率95%) (第32号) ○30年度予算による公営企業に係る災害復旧事業の一般会計負担額 (第33号) ○30年度予算による公営企業に係る 復興交付金事業等の一般会計負担額(一部で措置率95%) (第34号)

イ	地方単独事業費	
0	単独災害復旧事業費	(第35号)
0	災害復旧事業費・り災世帯数等に基づく算定	(第36号~第38号)
0	中長期職員派遣、職員採用	(第39号・第40号)
0	福島県の警察官の増員	(第41号)
0	消防・警察賞じゅつ金及び非常勤職員公務災害補償	(第42号~第44号)
0	被災児童・生徒等スクールバス	(第45号)
0	選挙	(第46号)
0	原発事故関係(除染、風評被害対策等、子ども環境整備支援、	
! ! !	避難元市町村と避難住民との関係維持支援)	(第47号~第50号)
0	復興支援員	(第51号)
0	メンタルヘルス対策	(第52号)
0	震災減収対策企業債に係る利子支払額	(第53号)

ウ 地方税等の減収額

〇 条例による地方税、使用料・手数料等の減免額 (第54号)

〇 地方税法の改正等に伴う地方税の減収額 (第55号・第56号)

○総務省令第●●●号

地方交付税法 (昭和二十五年法律第二百十一号) 第十五条第一項、 第十六条第二項、 第十九条第三項 (同法

附則第十五条第四 項において準用する場合を含む。)、第二十条第四 項 (同法附則第十五条第四項に お į, て準用

する場合を含む。)、 対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定額並びに交付時期

附則第十三条第一項並びに附則第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、

地方団体に

及び交付額等の特例に関する省令を次のように定める。

平成三十年四月●● H

総務大臣 野田 聖子

地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決定

額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令

(平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期)

第一 条 各道府県及び各市町村に対して、 平成三十年九月及び平成三十一年三月において、 当該各月に交付す

き平成三十年度分の震災復興特別交付税(地方交付税法 (第七条及び第八条において「法」という。) 附則

べ

第四条に規定する震災復興特別交付税をいう。以下同じ。)の額を決定し、交付する。

(平成三十年度九月震災復興特別交付税額の算定方法)

各道府県及び各市町村に対して、 平成三十年九月に交付すべき震災復興特別交付税の額 (以 下 平成

三十年度九月震災復興特別交付税額」という。)は、 次の各号によって算定した額 (表示単位は千円とし、 表

示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。)の合算額とする。

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

定額並びに交付時 期及び交付額の特例等に関する省令(平成二十三年総務省令第百五十五号。 次号及び次

条第 一項第二号にお .いて 「平成二十三年度省令」 という。) 別表三の項に掲げる平成二十三年度の一般会計

補 正予算 (第2号) により交付される国の補助金、 負担金又は交付金(以下「補助金等」という。)を受け

て施行する各事業 (補助金等のうち地方団体が設置する基金の積立てに充てられたものにつき平成三十年

度に当該基金を取り崩して施行する事業 (以 下 「平成三十年度基金事業」という。) に限る。) に要する経

費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算 (第3号) 又は特別会計補

について議会の議決を得たものに限る。)) に限り、 おける事業 表三の項(十一)において「震災特別法」という。)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体をいう に対処するための 正予算(特第3号)により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業(平成三十年度基金事業 第二十一号、第三十九号及び第五十三号において同じ。)における事業及び特定被災地方公共団体以外に (四十一) に掲げる補助金等を受けて施行する事業にあっては、 (直接特定被災地方公共団体に木材を供給するもの及び平成二十五年七月二日までの間に実施 特別の財政援助及び助成に関する法律 全国的に、 (平成二十三年法律第四十号。 かつ、 特定被災地方公共団体 緊急に地方公共団体が実施する防災 第三十九号及び別 (東日本大震災 (同

項

のため 第七十七条第二項第四号に規定する事業 担すべき額として総務大臣が調査した額(東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) の施策に係る事業 (以下「全国防災事業」という。) を除く。) に要する経費のうち、 (以下「効果促進事業」という。) (福島復興再生特別措置法 当該! 団 が 伞 負

される事業 成二十四年法律第二十五号)第三十三条第一項に規定する避難指示・ (以 下 (十九) に掲げる補助金等を流用して充てるものについては、当該事業 「避難指 示 解 除区域 市 町村内事業」 という。)を除く。) 解除区域 であって、 市 町村 \mathcal{O} 平成二十三年 区域 にお いて実施 ·度省

(当該流用して充て

令別表五の項

る部分に限る。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を

乗じて得た額)

平成二十三年度の一般会計補正予算 (第3号) により交付される東日本大震災復興特別区域法第七十八

条第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二十三年度復興交付金」という。)を受けて施行

する公営企業に係る施設の復興事業(平成三十年度基金事業であって、 次の表の上欄に掲げるものに限る

以下この号において「平成二十三年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計 による

負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十三年度公営企業復興事業の事業費の 額から当該事業に係

る平成二十三年度復興交付金の額を除いた額に、 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄 にこ 掲 げげ

る率を乗じて得た額(公営企業に係る効果促進事業 (避難指示・解除区域市町村内事業を除く。) であって

平成二十三年度復興交付金を流用して充てるものについては、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限

る。 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が 調 査 した額に

 \bigcirc 九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の 額か :ら当該事業に係る平成二十三年度復興交付金の 額 を

除 ļ,` た額に、 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗

じて得た額)のいずれか少ない額

· E	処理区域内人口密度が七十五人毎へクタール以上百人毎へク	
	クタール未満の事業に係るもの	に係るもの
〇 · 五 〇	分流式の公共下水道事業 処理区域内人口密度が五十人毎へクタール以上七十五人毎へ	分流式の公
	クタール未満の事業に係るもの	
○> • ○>	処理区域内人口密度が二十五人毎へクタール以上五十人毎へ	
	るもの	
〇・七〇	処理区域内人口密度が二十五人毎へクタール未満の事業に係	
○・	合流式の公共下水道事業に係るもの	合流式の公
〇・五五	簡易水道事業に係るもの	簡易水道事
0.10	に係るもの	水道事業に係るもの
率	区分	

	タール未満の事業に係るもの	
	処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るも	O • 11 O
	O	
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	水道事業に係るもの	〇・七〇
市場事業に係るもの		○ 五 ○

兀 地方団体に対して交付すべき平成二十四年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

二号において「平成二十四年度省令」という。) 定額並びに交付時 期及び交付額等の特例に関する省令 別表二の項に掲げる平成二十四年度の東日本大震災復 (平成二十四年総務省令第三十六号。 次条第 興特 項第

別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事業に限り、 全国

防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査 一した額 (効果) 促

事業 (避難指 示 解除 区域 市町村内事業を除く。)であって、 同項 (十六) に掲げる補助金等を流 用 l て充

てるものについては、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 当該団体が負担

すべき額として総務大臣が調査した額に○・九五を乗じて得た額

八条第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二十四年度復興交付金」という。)を受けて施

る。 行する公営企業に係る施設の復興事業 以下この号において「平成二十四年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計によ (平成三十年度基金事業であって、 次の表の上欄に掲げるもの に限

る負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十四年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に

係る平成二十四年度復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲

げる率を乗じて得た額 (公営企業に係る効果促進事業 (避難指示 解除区域市町村内事業を除く。) であっ

て、 平成二十四年度復興交付金を流用して充てるものについては、 当該 事 業 (当該流用して充てる部 分に

限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査 し た額

・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十四年度復興交付 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 額

を除 7) た額に、 次の表の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○・九五を

乗じて得た額)のいずれか少ない額

	分流式の公共下水道事業 クタール未満の事業に係るもの
〇 · 六 〇	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎へ
	るもの
〇・七〇	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係
	が調査した事業に限る。以下この表において「雨水排水対策事業」という。)に係るも
	よる災害をいう。以下同じ。)による地盤沈下に伴い必要となった事業として総務大臣
	三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故に
- • •	分流式の公共下水道事業のうち、雨水を排除するための事業(東日本大震災(平成二十
〇 : 六〇	合流式の公共下水道事業に係るもの
〇 五 五	簡易水道事業に係るもの
· -	水道事業に係るもの
率	分

〇 · 五 〇		市場事業に係るもの
〇・七〇	が道事業に係るもの	公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの
	D	
· = 0	処理区域内人口密度が百人毎へクタール以上の事業に係るも	
	タール未満の事業に係るもの	
〇 · 四 〇	処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘク	
	クタール未満の事業に係るもの	策事業を除く。)
〇 五 〇	処理区域内人口密度が五十人毎へクタール以上七十五人毎へ	に係るもの(雨水排水対

六 地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び決

第一項第二号において「平成二十五年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震 定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十五年総務省令第六十一号。次号及び次条

災復興特別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事 業に限

り、 全国防災事業を除く。)に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

用して充てるものについては、 効果促進事業 (避難指示・解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項(十八)に掲げる補助金等を流 当該事業 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 該 寸

体が 負担すべき額として総務大臣 が 調 査 した額に〇 九五を乗じて得た額

七 平 成二十五年度省令別表四 の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補 正予算 特 第 1

号)

により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事業に限り、 全国防 災事

業を除く。)に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 調査した額 (効果促進

避難 は、 指示 解除区 事 |域市 (当該流用 町 ·村内事業を除く。) であって、 して充てる部分に限る。) 同項穴に掲げる補助 に要する経費のうち、 金等を流用 当該団体が負担すべき額とし して充てるもの につ

て総務大臣 が た調査、 した額に〇 ・九五を乗じて得た額

1

て

当

該

業

八 平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第七十

八条第二項の 規定による交付金 (以下この号において「平成二十五年度復興交付金」という。) 又は福 島 復

興再生: 特 別措 置 |法第四十六条第二項 の規定による交付金 (以下この号において「平成二十五年 -度復興 交付

金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 (平成三十年度基金事業であって、 第五

掲げ 解除 業 号の表の上欄に掲げるものに限る。 要する経費のうち一 \mathcal{O} 区域 る区分に応じ、 事 業費 市 町村内事業を除く。)であって、平成二十五年度復興交付金を流用して充てるものについては、 \hat{O} 額 から 般会計 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 当該事業に係る平成二十五年度復興交付 による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十五年度公営企業復 以下この号において「平成二十五年度公営企業復興事業」という。)に !金等の! (公営企業に係る効果促 額 を除 1 た額に、 第 進 事業 五. 号 \mathcal{O} (避 表 難 \mathcal{O} 指 上 欄 示 12 事

に係 る負 る平 、担額として総務大臣が 事業 成二十五年 (当該流用して充てる部分に限る。 度復興交付 調査 金 した額に〇 \mathcal{O} 額を除 1 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計によ 九五を乗じて得た額又は当該 た額に、 第五号 \mathcal{O} 表 \mathcal{O} Ĺ 欄 に掲げる区分に応じ、 事業 \mathcal{O} 事業費 \hat{O} 額 か それぞれ ら当該 事 業

九 地 方団 体に対して交付すべき平成二十六年度分の震災復興特別交付税 の額 の算定方法、 決定時期及び決

のい

ずれか少ない

額

欄

に

掲げる率を乗じて得た額に○・九五を乗じて得た額)

定 額 並 び に交付時 期及び交付額等の特例に関する省令 (平成二十六年総務省令第四十五号。 次条第一 項第

二号におい て「平成二十六年度省令」という。) 別表二の項に掲げる平成 二十六年度の 東 日 本大震災復 興 特

別会計予算により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事業に限 り、 全国

事 てるものについては、 防災事業を除く。)に要する経費のうち、 業 (避難) 指 示 解除 当該 区域 事 市町村内事業を除く。)であって、 業 (当該流用して充てる部分に限る。) 当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額 同項 (十八) に掲げる補助金等を流 に要する経費のうち、 当該| 団 (効果促進 体 用 が l 負担 て充

すべ

き額として総務

が大臣が

調

査した額に○

九五を乗じて得た額

+ 業に 生加 八条第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二十六年度復興交付金」という。)又は 平成二十六年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第七十 係 速化交付金 る施 設 \mathcal{O} 復興 (以下この号におい 事業 (平成三十年度基金事業であって、 7 「平成二十六年度復興交付金等」という。)を受けて施行する公営企 第五号の 表 の上欄に掲げるも \mathcal{O} に 限 る。 福 以下 島 再

この号にお として総務大臣 一十六年度復興交付金等の額を除 いて「平成二十六年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計による負 が 調査した額又は平成二十六年度公営企業復興事業の事 1 た額に、 第五号の表 の上欄に掲げる区分に応じ、 業費の額から当該事業に係る平成 それぞれ下欄 担 掲 げ 額

平成二十六年度復興交付金を流用して充てるものについては、 当該事業 (当該流用して充てる部分に限

る率を乗じて得た額

(公営企業に係る効果促進事業

(避 難

指 示

解

除区域市

町村内事業を除く。) であ

って

12

る。 除 \bigcirc 1 以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査 た額 九五を乗じて得た額又は当該事業の事 に 第五 号の 表 \mathcal{O} 上 欄 に掲 げる区分に応じ、 業費の 額か それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額 :ら当該事業に係る平成二十六年度復興交付 (Z 金 した額に \mathcal{O} 九 額 五 を

を乗じて得た額) 0) 1 ず n カン 少な 1 額

+ 特別 第二号に 決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令 地方団 会計予算により交付される国 お いて「平成二十七年度省令」という。)別表二の項に掲げる平成二十七年度の東日 体に対して交付すべき平成二十七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 \mathcal{O} 補 助 金等を受けて施 行する各事 (平成二十七年総務省令第四十五号。 業 (平成三十年度基金事 決定時間 業 本大震災 次条第 に 限 期及び り、 復興 項 全

玉 進 事 防災事業を除く。)に要する経費のうち、 業 (避 難指示 解除区域市町村内事業を除く。)であって、同項 当該団体 :が負担すべき額として総務大臣が (十七) に掲げる補助 調査し 金等を流用 た額 (効果促 して

充てるものについ ては、 当該事 業 (当該流用して充てる部分に限る。) に要する経費のうち、 当 該 寸 体 が <u>:</u>負

担すべき額として総務大臣 が 調 査 した額に〇 · 九 五 一を乗じて得た額

平成二十七年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第七

て、 げる率を乗じて得た額 額として総務大臣が調査した額又は平成二十七年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る平 下この号に 再生加速化交付金 成二十七年度復興交付金等の額を除 企業に係 十八条第二項の規定による交付金(以下この号において「平成二十七年度復興交付金」という。)又は福島 平成二十七年度復興交付金を流用して充てるもの る施設の おいて「平成二十七年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一 復興事業 (以下この号において「平成二十七年度復興交付金等」という。) を受けて施行する公営 (公営企業に係る効果促進事業 (平成三十年度基金事業であって、 ζ) た額に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 については (避 難指1 示 第五号の 解除] 当該 区域市町村内事業を除く。)であっ 事 表 公の上欄に 業 (当該流用して充てる部 に掲げるも それぞれ下欄 般会計 0) にこ に 限 よる負担 分に に掲 以

を除 に 1 た額に、 九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十七年度復興交付 第五号の表 の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に○ · 九 額 限る。以下この号において同じ。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が

調

査

し

た額

五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

地方団体に対して交付すべき平成二十八年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、 決定時期及び

八年 決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十八年総務省令第五十五号。 二十号まで及び次条第一項第二号において「平成二十八年度省令」という。) 度の 東 日本大震災復興特別会計予算により国 が :施行する各事業に係る当該 別表 Ī 体 <u>ー</u>の \mathcal{O} 項に掲げる平成二十 負 担 金 (国 に 次号から第 お 7

平成三十年度に繰り越され た事業に係るものに限る。) の額として総務大臣が 調 査 た

十四四 平成二十八年度省令別表二の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により 国 が

の額として総務大臣 が 調 査し た額に〇 九五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難 指 示 • 解 除 区 域 市

(国において平成三十年度に繰り越された事業に係るも

のに

限

る

施

行する各事業に係る当該団体の負担金

町 村 内事 業に つい ては、 当 該 事 業に係る当 該団 体の 負担 金 の額として総務大臣 が 調 査 た額

十五 され る国 平成二十八年度省令別表三の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付 一の補 莇 金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事業及び国において平成三十年度に 繰

越された補助 金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、 当該団体が 負担すべき額として総務大臣 が 調

査した額

平成二十八年度省令別表四の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付

される国の補助金等を受けて施行する各事業 (平成三十年度基金事業及び国において平成三十年度に繰

越された補 莇 金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、 当該団: 体 が 負担すべ き額として総務 |大臣 が 調

査 した額に〇 九 五 を乗じて得た額 (当該各事業のうち 避難 指 示 解 除 区 |域 市 町 村内 事 業に つ いて 当

該 業に要す る経費のうち、 当該 寸 体 が 負 (担すべ き額として総務大臣 が 調 査 L た 額

十七 平成二十八年度省令別表五の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補 正予算 (特第

2 号) により 国 が 施行する各事業に係る当該団体の 負担 金 (国において平成三十年度に繰り越され た 事 業

に係るものに限る。)の額として総務大臣が調査した額

十八 平成二十八年度省令別表六の項に掲 げ る平成二十八年度の 東 日 本大震災 復興特別会計補 正 予算 特 第

2 号) により国が 施行する各事業に係る当該団体の負担 金 (国において平成三十年度に繰り越され た事 業

に係るものに限る。)の額として総務大臣 が調査した額に○ ・九五を乗じて得た額 (当該各事業 のうち 避 難

指示 解除 区 域 市 町村内事業につい ては、 当該事業に係る当該団 体 (T) 負担 ,金の額として総務大臣 が 調 査 L

た額)

十九 平成二十八年度省令別表七の項に掲げる平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計補正予算 (特第

補 補 2号) により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業 助 助 金等に係る事業に限る。) に要する経費のうち、 平 金等に係る事業に限る。)に要する経費のうち、 により交付され 成二十八年度省令別表 る国の 補助 八の項に掲げる平成二十八年度の東日本 金等を受けて施行する各事 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 当該団体が 業 負担すべき額として総務大臣 (国 に (国において平成三十年度に繰り越された 大震災復興特別会計 おいて平成三十年度に繰 補 が 正 り越さ 予算 調 調 査 査 特 た額 た額 れ 第 た

要する経費のうち、 当該団 体が負担すべき額として総務大臣 が 調 査 L た額

に

五を乗じて得た額

(当該各事業のうち避難指

宗

· 解除

区域市

町

村内事業については、

当該

業に

<u>二</u> 十 一 特定被災地方公共団 公営企業等 第百十八号) 第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。) 又は空港 平成二十八年度の東 (特定被災地方公共団体若しくは特定被災地方公共団体が [体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人 日 本大震災復興特別会計予算により交付され 加入する一部事務組合の行う企業 (地方独立行政法人法 · る 国 \mathcal{O} 補 助 金等を受けて施 (平成: 行する 五

事 \mathcal{O} 業 以上を出資する法人をいう。)をいう。 を経営する被災第三セクター (特定被災地方公共団 以下この号、 体がその資本金その他これらに準ずるもの 第二十七号及び第三十三号において同じ。) 0) に係

ア

クセ

ス

鉄道

法

律

として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のうち平成二十八年度公営企業等災害復旧 において「平成二十八年度公営企業等災害復旧事業」という。) に要する経費のうち一般会計による負担額 る施設の災害復旧事業(国において平成三十年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。以下この号

算式

事業に係る額のいずれか少ない額

A + B

算式の符号

 \triangleright 応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額 (以下この号において 「通常の公費負担額」 という。) ものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げる

X

の合算額

分

脞

水道事業に係るもの		O·
簡易水道事業に係るもの		〇・五五〇
合流式の公共下水道事業に係るもの	約に係るもの	〇・六〇〇
	処理区域内人口密度が二十五人/ha未満の事業に係るも	0.400
	9	
	処理区域内人口密度が二十五人/ha以上五十人/ha未満	〇・六〇〇
	の事業に係るもの	
分流式の公共下水道事	処理区域内人口密度が五十人/ha以上七十五人/ha未満	〇・玉〇〇
業に係るもの	の事業に係るもの	
	処理区域内人口密度が七十五人/ha以上百人/ha未満の	
	事業に係るもの	
	処理区域内人口密度が百人/ha以上の事業に係るもの	$\bigcirc \cdot \equiv \bigcirc \bigcirc$
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの	「水道事業に係るもの」	0.400
	-	

O • M O—	空港アクセス鉄道事業に係るもの
○· 五 ○○	市場事業に係るもの
○· 五 ○○	病院事業に係るもの

Ħ 欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額 に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に、次の表の左 国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業

• 00	事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分
	において「事業規模」という。)の百分の五十までに相当する部分
〇・五〇	公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額(以下この表
\	区 分

二十二 平成二十八年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別区域法第

負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十八年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係 興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 る平成二十八年度復興交付金等の額を除いた額に、 お 七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金(以下この号において「平成二十八年度復 以下この号において いて平成三十年度に繰り越された補助 「平成二十八年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計 金等に係る事業であって、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 第五号の (平成三十年度基金事業及び 表 \mathcal{O} 上欄 に掲げるも それぞれ下 \tilde{O} に にこ よる 限 国に 欗 る

市 に掲げる率を乗じて得た額 町 村内事業を除く。) については、 (平成二十八年度公営企業復興事業に係る効果促進 当該事 業に要する経費のうち一般会計による負担額として総 事業 (避難指 示 務 解 大 除 臣 区 が 域

調 査 した額に○・九五を乗じて得た額又は当該事業の事業費の額から当該事業に係る平成二十八年度復興

金等の額を除 いた額に、 第五号の表の上欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得

た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

二 十 三 び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令(平成二十九年総務省令第三十八号。 地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税 の額の算定方法、 決定時 次号から 期及

+ 第二十六号まで及び次条第一項各号において「平成二十九年度省令」という。) 九 年度の 東日本大震災復興特別会計予算により国が :施行する各事業に係る当該団 別表一の項に掲げる平成二 体 \mathcal{O} 負担 金 国 に お

て平成三十年度に繰 り越され た事業に係るものに限る。) の額として総務大臣 が 調 査 た

二 十 四 平 成二十九年度省令別表二の 項に掲げる平成二十九年 -度の東1 日本大震災復興 特 別会計予算に ょ り 国

る。) が 施行する各事業に係る当該団体の負担金 の額として総務大臣 が 調 査した額に○ ・九五を乗じて得た額 (国において平成三十年度に繰り越された事業に係るもの (当該 各事 業のうち い避難指す 示 解除 に 区 域 限

市 町 村内事 業については、 当該 事業に係る当該団 体 \mathcal{O} 負担 金 の額として総務大臣 が 調 査 L た額

二十五 平成二十九年度省令別 表三の 項に掲げる平成二十 九年度 0 東 日 本大震災復興 特 別会計予算 に ょ り交

1) ^越された補助金等に係る事業に限る。) に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣 が

調査した額

付される国

の補助金等を受けて施行する各事業

(平成三十年度基金事業及び国において平成三十年度に

繰

二十六 付される国 平成二十九年度省令 「の補助金等を受けて施行する各事業」 別 表四 の項に掲げる平成二十九年度の東 (平成三十年度基金事業及び国において平成三十年度に繰 日 本大震災復興特別会計 予算に ょ り交

V) ^越された補助金等に係る事業に限る。) に要する経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が

調 査 した額に○・ 九五を乗じて得た額 **当** 該各事業のうち避難 指 示 • 解 除 区 |域 市 町村内事業に 7

当該 事 業に要する経費のうち、 当該 団 体 が 負担 すべき額として総務 大臣 が 調 査 L た 額

二十七 平成二十九年度の 東 日本大震災復興特別会計予算により交付される国 $\overline{\mathcal{O}}$ 補助金等を受け て施行 ける

公営企業等に係る施設の災害復旧事業 (国において平成三十年度に繰り越された補助金等に係る事 業に 限

る。 以下この号において「平成二十九年度公営企業等災害復旧事業」という。) に要する経費のうち 般会

計 12 よる負担額として総務大臣 が 調 査 した額又は第二十一号の算式によって算定した額のうち平成二十九

年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

二十八 平成二十九年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特別 区域法第

七十八条第二項の規定による交付金又は福島再生加速化交付金 (以下この号において 「平成二十九 度復

興交付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係 る施設 の復興事業 (平成三十年度基金 事 業及び 国に

お いて平成三十年度に繰り越され た補助 金等に係る事業であって、 第五号の 表 \mathcal{O} 上欄 に掲 げる ŧ $\tilde{\mathcal{O}}$ に 限 る

以下この号において「平成二十九年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計 による

額として総務大臣が調査した額又は平成二十九年度公営企業復興事業の事業費の額から当該 事業に係

る平 成二十 九年度復興交付 金等の 額を除 1 た額に、 第五号の 表 の上欄 に 掲げ る区分に応じ、 それぞれ 下 欄

に掲 げ る率 を乗じて得た額 (平成二十九年度公営企業復興 事 業に係る る効果促 進 事 業 (避 難 指 示 解 除 区 域

市 町 村 内 事 業を除く。)については、 当 該· 事 業に 要する経費のうち 一般会計 による負担 類とし て 総 務 大 臣 が

調 査 した額に○・ 九五を乗じて得た額又は当該事業の 事業費の額から当該事業に係る平成二十 九 年度: 復 興

交付 \mathcal{O} 額を除 1 た額に、 第五号の 表 \mathcal{O} 上 欄 に掲げる区分に応じ、 それぞれ下欄に掲げる率を乗じ

た額に○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

二十九 別 表 \mathcal{O} 項 に 掲 げる平 成 三十 车 度 \mathcal{O} 東 日 本 大震災復興 特 別会計予算 に により 国 が 施 行する各事 業 に係

る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

別 表二の 項に掲げ る平成三十年度の東 日 本大震災復興特別会計予算により国が施行する各事業に 係

当該 寸 体 \mathcal{O} 負 担 金 \mathcal{O} 額として総務 大臣 が 調 査 L た額に〇 九五 を乗じて得た額 (当該 各事 業 のうち 避 難 指

示 解 除 区 域 市 町 村内事業については、 当 該· 事 業に係る当該 団 体の負担金の額として総務大臣 が 調 査 した

を受けて施行する各事業に要する経費のうち、 別表三の項に掲げる平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国の補助金等 当該団体が負担すべき額として総務大臣が 調査 L た額

別表四 0) 項に掲げる平成三十年度の 東日本大震災復興特別会計予算により交付され る国 \mathcal{O} 補 助 金

を受けて施行する各事業に要する経費のうち、 当該 寸 体が負担すべき額として総務大臣が 調 査 た 額

五を乗じて得た額 (当該各事業のうち避難指示 ・解除区域市町村内事業については、 当該事業に

る経費のうち、 当該団体が負担すべき額として総務大臣が調 査した額

平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される国 \mathcal{O} 補 助金等を受けて施 行する公

営企業等に係る施 設 \mathcal{O} 災害 復 旧 事業 (以下この号にお 7 7 「平成三十年度公営企業等災害復 旧 事 業 とい

う。)に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査 L た額又は第二十一号の算式によっ

て算定した額のうち平成三十年度公営企業等災害復旧事業に係る額の いずれか少ない 額

三十四 平成三十年度の東日本大震災復興特別会計予算により交付される東日本大震災復興特 別 区域 法

付金等」という。)を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業 十八条第二項 の規 定による交付金又は 福 島 再生加 速化交付金 (以下この号に (第五号の表の上欄に掲げるもの お V --平 ·成三十 车 -度復 に限 興交

た額 内 げ る。 平成三十年度復興交付 負 事業を除く。) については、 る率を乗じて得た額 につ 以下この号において「平成三十年度公営企業復興事業」という。)に要する経費のうち一般会計 類として総務大臣 九五を乗じて得た額又は当該事 「が調査 金等 平 成 \mathcal{O} 当該事業に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣 額 した額又は平 三十年度公営企業復興 を除 7 た額 かに、 業の事業費の額から当該事業に係る平成二十九年度復興 成三十年度公営企業復興 第五 事 号の表 業に係 0 上 る効果促 欄 に掲 事 進 げる区分に応じ、 業の事業費の 事業 (避 難 額 指 か 示 76当: それぞ 解 除 該 れ 区 事 業に 域 交付 欄 による 調 市 係 査 12 町 る 村 撂 金 L

○・九五を乗じて得た額)のいずれか少ない額

等

 \dot{O}

額を除

1

た額に、

第五号の

表

 \mathcal{O}

上

一欄に

掲げる区分に応じ、

それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額に

三十五 れ 業及び災害救 定により る Ł Ŏ 玉 地方: 及 $\overline{\mathcal{O}}$ Ű 補 同 債 勤 助金等を受けないで施行した東日本大震災に係る平成三十年度の災害応急事業 法 事業に要する経費につい (同 第 B法第五8 Ti. 条 \mathcal{O} 兀 条 第 の三第 項 \hat{O} 規 項 て、 定 \hat{O} に 規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認め よる許 地方財政法 可 \mathcal{O} 申 (昭和二十三年法律第百九号) 請を受けたならば 許可をすることとなると認め 第五条第四 災害復 号 旧 O6 規 事

5

ħ

るもの

に限る。)をもってその財源とすることができる額のうち震災復興特別交付税の算定の基礎とす

べきものとして総務大臣が調査した額

三十六 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

1 福 島県 東 日本大震災の ため 福 島県い わき市、 相馬市、 田村 市 南相馬· 市、 Ш 侵町、 広 野 町、 楢 葉 町

富 出 町 Ш 内 村、 大熊 町、 双葉町、 浪 江 町、 葛尾: 村、 新 地 町 及び 飯舘村の区 域内 に お ** \ て国 0 負 担 金

又は補助金を受けて施行する災害復旧事業 (森林災害復旧事業を除く。) 及び国が施行する災害復 旧 事

業並 びに国 の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち平成三十年度に生じた金額の合

算額として総務大臣が調査した額に○・○一五を乗じて得た額

口 福 島県 1 わ き市、 相馬市、 田村市、 南 相 馬 市、 Ш 俣 町、 広 野 町、 楢葉町、 富岡 町、 Ш 内 村、

双葉町、 浪江 町、 葛尾村、 新地 町 及び飯舘村 東日本大震災のためその区域内にお 1 、 て 国 0 負 担 金又は

補 助金を受けて施行する災害復旧事業 (森林災害復旧事業を除く。) 及び国が施行する災害復旧 事 業並

びに 玉 1の補i 助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費のうち平成三十年度に生じた金額の合算額

として総務大臣が調査した額に○・○二を乗じて得た額

三十七 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める額

大熊

町、

1 税 ぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の特別交付税及び震災復興特別交付 道府県 並 びに平成二十四年度分、 東日本大震災について、 平成二十五年度分、 総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値に、 平成二十六年度分、 平成二十七年度分、 平成二十八年 それ

額が負数となるときは、零とする。)

度分及び平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除

した額

(当該

四三七、五〇〇円	障害者の数
八七五、〇〇〇円	死者及び行方不明者の数
四一、六〇〇円	り災世帯数
額	項目

ぞれ 市 下欄 町 村 に掲げ 東日本大震災について、 る額を乗じて得た額の合算額から平成二十三年度分の 総務大臣が調査 した次の表 の上欄に掲げる項目ごとの数値に、 特別交付税及び震災復興 特 別 それ 交付

口

税並びに平成二十四年度分、

平成二十五年度分、

平成二十六年度分、

平成二十七年度分、

平成二十八年

度分及び平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定の基礎に算入された額を控除した額(当該

額が負数となるときは、零とする。)

四三七、五〇〇円	障害者の数
八七五、〇〇〇円	死者及び行方不明者の数
	らかでない戸数
三二、五〇〇円	全壊家屋の戸数及び半壊家屋の戸数について、その区分が明
二三、九〇〇円	半壊家屋の戸数
四一、〇〇〇円	全壊家屋の戸数
六九、〇〇〇円	り災世帯数
額	項目

三十八 市町村について、第三十六号ロの規定によって算定した額に○・五を乗じて得た額と前号ロ \mathcal{O} 規定

によって算定した額に○・二を乗じて得た額との合算額

う。) 規定する特定被災区域をいう。 百 五. 十二条の十七の規定により職員 並びに特定被災地 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法 方公共団体である市 第五 十四四 の派遣を受けた特定被災地方公共団体である県 ·号において同じ。) 内にある特定被災地方公共団 町村及びその区域 が特定被災区域 (昭和二十二年法律第六十七号) (震災特別法第二条第三項に (以 下 体以 「特定県」 外 の市 町 とい 村

以 下

「特定市町村」という。)について、

当該受入れに要する経費として総務大臣が調査

た額

四十 る職員を除く。)を除く。)又は 方公務員法 、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であって、 東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の五 同法第三条第三項第三号に規定する職 (臨時的に任用された職員及び非常勤 第一 当該法人に雇用されたまま採用され 項に規定する短時 を占め る特別 職 12 間 属 す 勤 る地 務 \mathcal{O} 職 方公務員 職を占め 員 地

るものに限る。)を採用した特定県及び特定市町村について、 当該職員に要する経費として総務大臣 が 調 査

た 額

四十 地 方警察職員たる警察官の増員に要する経費として総務大臣が調 警察法施行 令 昭 和二十九年政令第百五十一号) 附則第 二十九項 査し た額 の規定に基づく福島県の県警察の

四十二 特定県及び特定市町村が決定又は支給した東日本大震災に係る消防賞じゅつ金及び報償金の額又は

消防 表彰 規程 (昭 和三十七年消防庁告示第一号) に基づき消防庁長官が決定又は支給 した東 日本大震災に

係る消防賞じ ゅ つ金及び報償 金 0 額 のうち いずれ か 少 な い額として総務 大臣 が 調 査 た 額

した東日本大震災に係る警察職員に対する賞じゅ

つ 金

 \mathcal{O}

額

又は警察表彰

規

則

兀

特定県が決定又は支給

韶 和二十九年国家公安委員会規則第十四号) に基づき警察庁長官が決定又は支給した東日本大震災に · 係

る賞じゅ つ 金 |の額に二を乗じて得た額のうちいずれか少ない額として総務大臣 が 調 査 L た額

四十四 特定県及び 特定市町 対について、 地方公務員災害補償 法 (昭 和 匹 十二年法律第百二十一号) 第六十

九 条 \mathcal{O} 規定に基づく東 日 本大震災に係る公務災害補償に要する経費として総務大臣 が 調 査 L た

四十五 特定県及び 特定市町村について、 東日 本大震災の影響により運行される小学校、 中学校又は 高等学

校等 0 児童又は生徒等の通学の用に供するスクールバス等に要する経費として総務大臣が 調 査 た額

四十六 特定県及び 特定市町 村につい て、 長又は議会の 議 員 の選挙に要する経費のうち東日本大震災 \mathcal{O}

により生ずる経費として総務大臣が調査した額

四十七 特定県及び特定市町村について、 原子力発電所の事故 (平成二十三年三月十一日に発生した東北 地

方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。) により当該原子力発電所から放出された放

射性 物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣 が 調査 し た額

四十八 特定県及び特定市 町 村につい て、 原子力発電 所の事 が故に伴 į, 実施 する風 評被害対策等に要する経費

として総務大臣が調査した額

四十九 特定県及び特定市 町村について、 原子力発電所の事故に伴い実施する子どもの教育環境の整備又は

・安心な環境の 確保のための 施策に要する経費として総務大臣 が 調 査 L た額

五. 十 指定 市 町 村 (東日本大震災に お ける原子力発電 所の事 故による災害に対処するための 避難 住 民に . 係る

事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例及び 住所移転者に係る措置に関する法律 (平成二十三年法律第: 九 十八号) 第二条第 項 \mathcal{O}

指定市 町 村をいう。)及び指定都道府県 (同条第二項の指定都道府県をいう。) について、 避難 住 民 (同 条

第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 避難住民をいう。)及び特定住所移転 者 (同 条第五項の特定住所移転者をいう。) との関係 \mathcal{O} 維 持

に資するための施策に要する経費として総務大臣が調査した額

五. + 特定県及び 特定市町 村について、 東日 本大震災に係る復興支援員の設置及び復興支援員が行う復興

に伴う地域協力活動に要する経費として総務大臣が調査した額

五十二 特定県及び特定市町村 (東日本大震災に対処するための特別 の財政援助及び助成に関する法律第二

条第二項及び第三項 の市町村を定める政令 (平成二十三年政令第百二十七号) 別表第一 及び 別 表第二に · 掲

げる市 町 村に .限る。) について、 当該 職 員 (東日・ 本大震災に係る災害復旧 等に従事させ る ため 地 方自 治 法 第

二百 五. 十二条 の十七 \mathcal{O} 規定により派遣を受けてい る職員を含む。)のメンタルへ ル ス対策に要する経費とし

て総務大臣が調査した額

五十三 東日本大震災に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込ま

れる公営企業 (特定被災地方公共団 体 文は 特定被災 地 方公共団体 が 加 入する一 部事 務組 合の 行 う企業 に限

る。)が ?経営 \mathcal{O} 安定 化 を図るために借 ŋ 入れ た地 方債 \mathcal{O} 利 子支払額 のうち 般会計 による 負担額とし

大臣 が 調 査 L た額又は当該利子支払額に○ 五を乗じて得た額 \bigcirc いずれか少な 1 額

五. + 兀 東 日本大震災による被害を受けた地方団体でその区域の全部又は 一部が 特定被災区域内にあるもの

が 行う次に掲げる徴収 金 \mathcal{O} 東 日本大震災 \mathcal{O} ため の減免で、 その 程 度及び 範囲 が 被害の 状況 に照ら 相当と

認 8 5 ħ るもの によって生ずる財 政 収 入の 不 足額として総務 大臣 が 調 査 た 額

地 方税法 韶 和二十五年法律第二百二十六号) 第四条第二項及び第三項又は第五条第二項及び第三項

1

7

総務

の規定により県又は市町村が課する普通税、 同条第五項の規定により指定都市等(同法第七百一条の三

+ 一第一項第一号の指定都市等をいう。)が課する事業所税並びに同法第五条第六項第一号の規定により

市町村が課する都市計画税

口 使用 料 (地 方財 政法第六条の政令で定める公営企業に係るものを除く。)及び手数料

ハ 分担金及び負担金

五十五 次に掲げる地方団体の区分に応じ、それぞれ次に定める減収見込額のうち東日本大震災に係るもの

として総務大臣が調査した額

1 道府県 地方税法の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第三十号。以下この号において 「平成二

十三年法律第三十号」という。)、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため

の地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する

法律 (平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、

地 方税法 の一部を改正する法律 (平成二十三年法律第百二十号。以下この号において「平成二十三年法

律第百二十号」という。)、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 (平成二

成二十 法及び 平成二十八年法律第十三号。以下この号において「平成二十八年地方税法等改正法」という。)、 この号において「平成二十七年地方税法等改正法」という。)、 六年地方税法等改正法」という。)、 部を改正する法律 十四年法律第十七号。以下この号において「平成二十四年地方税法等改正法」という。)、地方税法の 航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 地方税法等の一 -地方税法等改正法」という。) 及び地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十五年法律第三号。以下この号において「平成二十五年地方税法改正法」と 部を改正する法律 地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第四号。 (平成二十九年法律第二号。 地方税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十七年法律第二号。 以下この号において「平成二十 以下この号にお (平成三十年法律第三号 いて 地方税 以 下 平

法」という。)、 玉 |税関係法律の 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下この号にお の臨時特例に関する法律 ... つ いて 部 を改正する 「震災特例

以下この号において「平成三十年地方税法等改正法」という。)並びに東日本大震災の被災者等に係る

法律 (平成二十三年法律第百十九号。 以下この号にお いて 「震災特例法改正法」という。)、 租 税 特 別措

置法等の一 部を改正する法律 (平成二十四年法律第十六号。 以下この号において「平成二十四年租 税特

号において 別 六年法律第十号。 措置法等改正法」という。)、所得税法等の一部を改正する法律 「平成二十五年所得税法等改正法」という。)、 以下この号において「平成二十六年所得税法等改正 所得税法等の一 (平成二十五年法律第五号。 法 という。)、 部を改正する法律 所得税法等の (平成二十 以下この 部

を改正す る法律 (平成二十七年法律第九号。 以下この号において「平成二十七年所得 税法等 改 正 法 لح

いう。)、 所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第十五号。以下この号において 「平成二

十八年所得税法等改正法」という。)、 以下この号にお いて「平成二十九年所得税法等改正法」という。)及び所得税法等の 所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成二十九年法律第四 部を改正する法

律 (平成三十年法律第七号。 以下この号にお いて「平成三十年所得税法等改正法」という。)の施 行によ

る次に定める収入の項目に係る減収見込額

- (1)個人の道府県民税に係る減収見込額
- (2)法人の 道府県民税に係る減収 見込額
- (3)個 人の 行う事 ・業に対する事業税に係 る減 収 人見込額
- (4)法人の行う事業に対する事業税に係る減収見込 額

号

- (5) 不動産取得税に係る減収見込額
- (6)自動 車 取得税に係る減収見込額 (平成二十三年法律第三十号、 平成二十三年法律第九十六号、 平成

方税法第百四十三条の規定により市 虰 村に交付するものとされる自動車 取得税に係る交付金をいう。 二十四年

地

方税法等改正

法及び平成二十六年地方税法等改

正法

の施

行による自動

車

取

得税交付

金

地地

ロにおいて同じ。)の減収見込額を除く。)

- (7) 自動車税に係る減収見込額
- (8) 固定資産税に係る減収見込額
- (9) 地方法人特別譲与税に係る減収見込額

口 市 町 村 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、

平 成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、 平成

三十年 二十七年地方税法等改正法、 地方税法等改正法 並びに震災特例 平成二十八年地方税法等改正法、 法、 震災特例法改正法、 平成二十九年地方税法等改正 平成二十四 年 租 税特 ?別措置: 法等改 法及び 平成 正 法

平成二十五年所得税法等改正法、 平成二十六年所得税法等改正法、 平成二十七年所得税法等改正

法

平 成二十八年所得税法等改正法、 平成二十九年所得税法等改正法及び平成三十年所得税法等改正法 の施

行による次に定める収入の項目に係る減収見込額

- (1) 個人の市町村民税に係る減収見込額
- (2) 法人の市町村民税に係る減収見込額
- (3) 固定資産税に係る減収見込額
- (4) 軽自動車税に係る減収見込額
- (5) 都市計画税に係る減収見込額
- (6) 自動車取得税交付金に係る減収見込額

五十六 別 区 域 次に 法第四十三条の 掲げる地 方団 規定 体 の区分に応じ、 (福島復興再生 特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読 それぞれ次に定める方法によって算定した東日本大震災復興特 み替えて

適 用 する場合を含む。) 又は 福 島 復 興再生特別措置法第二十六条若しくは第三十八条の 規定 (以下この号に

お 1 7 復興 特別 区 域 法等 \mathcal{O} 規 定 という。) による減収見込額として総務大臣が 調 査 L た額

イ 道県 ①から④までの規定によって算定した額の合算額

① 個人事業税 次の算式によって算定した額

輝式

 $A \times 0.05 + B \times$ $(0.05-C) + D \times 0.04 + E \times (0.04-F) + G \times 0.03 + H \times$ (0.03-I)

算式の符号

Ħ \triangleright 徭7 第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法 号に規定する事業を除く。)に係るもの (同項第5号及び

び第7号に規定する事業を除く。) に係るもの 法第72条の2第8項に規定する第一種事業及び同条第10項に規定する第三種事業 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税 (同項第5号及

- \bigcirc 0 05とする。 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、 当該率が0.05を超えると まなが、
- \bigcup 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法

第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの

- Ħ 法第72条の2第9項に規定する第二種事業に係るもの 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税
- Ч 0.04とする。 当該道県がEに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、
- \bigcirc 第72条の2第10項に規定する第三種事業 Ø 60 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち個人の行う地方税法 (同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) に落
- Н 探るもの 法第72条の2第10項に規定する第三種事業(同項第5号及び第7号に規定する事業に限る。) 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う地方税
- 0.03とする。 当該道県がHに係る不均一課税に際して適用する税率。 ただし、当該率が0.03を超えるときは

② 法人事業税 次の算式によって算定した額

算式

$$\Sigma (A \times B) + \Sigma \{C \times (D-E)\} + \Sigma (F \times G) + \Sigma \{H \times (I-J)\}$$

算式の符号

 \triangleright 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率

区分ごとの課税標準額

- B Aに係る標準税率
- \bigcirc 率区分ごとの課税標準額 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税
- D Cに係る標準税率
- Ħ れの税率区分に係る標準税率を超えると 当該道県がCに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞ まなが、 当該標準税率とする
- Ħ 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準

とする法人の課税標準額

- G Fに係る標準税率
- Н 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標

準とする法人の課税標準額

- Hに係る標準税率
- は、当該標準税率とする。 当該道県が日に係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるとき
- ③ 不動産取得税 次の算式によって算定した額

算式

 $A \times 0.04 + B \times (0.04 - C)$

算式の符号

- \triangleright 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額
- 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

Ħ

当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.04を超えるときは、

0.04とする。

 \bigcirc

(4) 固定資産税 普通交付税に関する省令 (昭和三十七年自治省令第十七号)第二十七条第一号から第

三号までの区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

算式

 $A \times 0.014 + B \times (0.014 - C)$

算式の符号

復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

W

 \triangleright

 \bigcirc 当該道県がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは

.0.014とする。

口

市 町村 復興特別区域法等の規定の適用を受ける固定資産税の課税標準額を、 土地に係るもの、 家屋

に係るもの及び普通交付税に関する省令第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るもの

に区分し、当該区分ごとに次の算式によって算定した額の合算額

輝式

 $A \times 0.014 + B \times$ (0.014 - C)

算式の符号

 \triangleright 復興特別区域法等の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

W 復興特別区域法等の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額

ただし、当該率が0.014を超えると

当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。

0.014とする

 \bigcirc

(平成三十年度九月震災復興特別交付税額の加算、 減額及び返還

第三条 平成三十年九月において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額は、 前条各号によって算定した額

の合算額から第一号の額を減額した後の額 (次項及び第三項において「平成三十年度九月調整基準額」 とい

(同号の額が負数となるときは、

当該負数となる額に相当する額を減額した

額)とする。

う。) に第二号の額を加算した額

まなけ

度省令第三条第三項、 年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第三条第一項第二号 平成二十三年度省令第一条の規定により算定した額 平成二十九年度省令第五条第三項に規定する平成二十九年度三月分の額から減額することができない額 平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項 (平成二十四年度省令第一条第四項、 平成二十五 (平成二十七 平 年

以下この号において同じ。) 九年度省令第三条第一項第二号(平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。 の規定により加算又は減額した額がある場合には、 当該加算し、 又は 減 額 した

十八年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)及び平成二十

後

の額)、平成二十四年度省令第一

条第二項の規定により算定した額

(平成二十五年度省令第三条第三

に 平成二十六年度省令第三条第三項、平成二十七年度省令第三条第三項(平成二十七年度省令第二条第三項 いて準用する場合を含む。)、平成二十八年度省令第三条第一項第二号及び平成二十九年度省令第三条

第一 二十五年度省令第二条第一項及び第三条第一 項第二号の規定により 加算又は減額した額がある場合には、 項の規定により算定した額 当該加算し、又は減額した後の (平成二十六年度省令第三条第三 額)、 平成

項、 平成二十七年度省令第三条第三項 (平成二十七年度省令第二条第三項において準用する場合を含む。)

減額 は、 又は 定に 第 二条及び て算定した額 び第三条第 当該加算し、又は減額した後の額)、平成二十七年度省令第二条第一 より 項 減 ・成二十八年度省令第三条第一項第二号及び平成二十九年度省令第三条第一項第二号の規定により した額がある場合には、 第二号及び平成二十九年度省令第三条第 額した額が 第四 加 算 条の 又は減額 項 (平成二十八年度省令第三条第 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 ある場合には、 規定により算定 定により算定した額 した額が 当該. あ 当該加算し、 した額 加算し、 る場合に (平成二十七年度省令第三条第三項、 (平成二十九年度省令第三条第 は、 又は減額した後の額 又は減り 当該加算し、 項第二号及び平成二十九年度省令第三条第一 一項第一 額 二号の した後の額)、 又は減 規定により 並びに平成二十九年度省令第二条及び 額 した後の額)、 平成二十六年度省令第二条第一 項及び第三条第一 加算又は減 項第一 平成二十八年度省令第三条 二号の 平成二十八年 額 規定に した額 項の 項第二号 ょ が 規定に V) あ 度省: る場 加 算 項及 |令第 ょ 一合に 加 \mathcal{O} 又 第 は 規 0

交付税 回り、 几 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定により算定した額について、 又は下回ること等により平成二十三年度から平成二十九年度までの各年度に交付した震災復興 額 がが それぞれ過大又は過 少に算定され 必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を上 たと認められるときは、 当該過少に算定された額 の合算額 特 莂

か

ら当該過大に算定された額の合算額を控除

いした額

2 前項の場合において、 平成三十年度九月調整基準額が負数となる地方団体 (次項及び第四項において「要

調整団体」 という。)で、 前項第二号の額を加算した後の 額が なお負数となるものは、 総務大臣 の定める方法

によって、 当該負数となる額 に相当する額を返還 しなければ ならな

3 第 項の場合において、 要調整団体で、 同項第二号の 額 が零又は負数となるものは、 総務大臣 の定め る方

法によって、平成三十年度九月調整基準額に相当する額を返還しなければならない。 この場合において、 平

成三十年度九月震災復興特別交付税額は零とする。

4 要調 整団 体以外の 地方団体について、 第一 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定によって算定した平成三十年度九月震災復興特別交付

税額が負数となるときは、当該額を零とする。

5 第二項及び第三項の規定によって返還する額が著しく多額である場合その他特別の理由がある場合には、

総務大臣は、 当該返還額の一部を平成三十一年度以降に繰り延べて返還させることができる。

(平成三十年度三月震災復興特別交付税額の算定方法)

第四条 各道府県及び各市 町村に対して、 平成三十一年三月に交付すべき震災復興特別交付税の額 (次条 にお

1 「平成三十年度三月震災復興特別交付税額」という。)は、第二条各号に規定する算定方法に準じて算定

した額から平成三十年度九月震災復興特別交付税額として当該各号によって算定した額をそれぞれ控除した

額の合算額とする。

(平成三十年度三月震災復興特別交付税額の加算及び減額)

第五条

平成三十一年三月において、

た額 から第一号の額を減額した後の額に第二号の額を加算した額 (同号の額が負数となるときは、 当該負数

平成三十年度三月震災復興特別交付

税額は、

前条の規定によって算定し

となる額に相当する額を減額した額)とする。

次に掲げるいずれかの額

1 第三条第三項 \mathcal{O} 場合に お 1 て、 平成三十年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない

額から返還すべき額を控除した額

第三条第五項の場合において、平成三十年度九月震災復興特別交付税額から減額することができない

額

口

第三条第 一項第二号の算定方法に準じて算定した額。 この場合において、 同号中 「及び平成二十 九 年度

省令第三条第一項第二号(平成二十九年度省令第五条第一項第二号において準用する場合を含む。

以下こ

条第一項第二号において準用する場合を含む。 十九年度省令第三条第一項第二号の」とあるのは の号において同じ。)」とあるのは「、平成二十九年度省令第三条第一項第二号(平成二十九年度省令第五 以下この号において同じ。)及びこの項」と、 $\vec{}$ 平成二十九年度省令第三条第一項第二号及びこの項 「及び平成二

の」と、「(平成二十九年度省令第三条第一項第二号」とあるのは「(平成二十九年度省令第三条第一項第二

号及びこの項」と、「当該過大に算定された額の合算額」とあるのは「当該過大に算定された額の合算額

平成三十年度において返還すべき額を除く。)」と読み替えるものとする。

2 前項 \mathcal{O} 規定によって算定した平成三十年度三月震災復興特別交付税額が負数となるときは、 当該額を零と

する。

3 前項の場合において、平成三十年度三月震災復興特別交付税額から減額することができない額の措置につ

いては、 別に省令で定める。

(平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の決定時期及び交付時期並びに算定方法等の特例)

第六条 第一条、 第二条及び第四条に定めるも $\tilde{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} ほ か、 総務大臣が必要と認める場合には、 別に省令で定め

るところにより、 平成三十年九月及び平成三十一年三月以外の月において、平成三十年度分の震災復興 特別

交付税の額を決定し、交付する。

2 第三条及び 前条に定めるも \mathcal{O} のほ か、 総務大臣が必要と認める場合には、 別に省令で定めるところにより

平成三十年九 月及び平成三十一年三月以外 \mathcal{O} 月にお いて、 平成三十年度分の震災復興特別 交付 税 \mathcal{O} 額 を加

算し、減額し、及び返還するものとする。

(平成三十年度震災復興特別交付税額の一部を平成三十一年度において交付する場合の算定方法等)

第七条 法附 則第十二条第一項の規定により、 法附則第十一条に規定する平成三十年度震災復興特 別交付 脱額

 \mathcal{O} 部を平成三十一年度分の 地 方交付税の総額に加算して交付する場合における、 地方団体に対して交付 す

べ き震災復 興特別 一交付税 \mathcal{O} 額 の算定方法、 決定時 期及び決定額、 交付時期及び 交付額並 びに震災復興特 別 交

付税の額の加算、減額及び返還については、別に省令で定める。

(意見の聴取)

第八条 普通交付税に関する省令第五十五条の 規定は、 法附則第十五条第四項にお į١ て準用する法第二十条第

一項及び第二項の規定による意見の聴取について準用する。

別表

この省会

附

則

この省令は、公布の日から施行する。

 $\overline{}$ 砂 防 法 (明治三十年法律第二十九号) 第十四条第一 項 の規定による負担金

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十条第一 項の規定による負担金

る負担金

 $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(昭和二十六年法律第九十七号)

第五条の規定によ

回 森林 法 (昭和二十六年法律第二 百四十九号) 第四十六条第 項 の規定による負担

五 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第五十条第一 項の規定による負担金 (三陸沿岸道路

整備事業又は相馬福島道路整備事業に係るものに限る。)

(六) 道路法第五十条第二項の規定による負担金

(七) 海岸法 (昭和三十一年 法律第百一号)第二十六条第 項 の規定による負 担 ,

八 河川 法 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第六十条第一項の規定による負担金 (公共土木施

金

設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける災害復旧事業に係るものに限る。)

九 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事 \dot{O} 国等による代

行に関する法律 (平成二十三年法律第三十三号) 第三条第五項、 第四 条第三項、 第五条第二項

第六条第五項、 第七条第五項、 第八条第三項、 第十条第五項又は第十一 条第四 項の規定による負

担金

 $\widehat{+}$ 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律 (平成二十三年法律第四十三

号) 第五条の規定による負担金

+--東日本大震災により生じた災害廃棄物 \mathcal{O} 処理に関する特別措置法 (平成二十三年法律第九

十九号)第五条第一項の規定による負担金

東日本大震災復興特別区域法第五十六条第九項の規定による負担金

福島復興再生特別措置法第十条第四 項 (同法第十七条の 九第二項において準用する場合を

含む。)、第十三条第四 項 (同法第十七条の十二第二項にお いて準用する場合を含む。)、 第十四 条

第四項 (同法第十七条の十三第二項において準用する場合を含む。) 又は第十六条第五項 (同

法

	(二) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十一(一) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号一(一) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号
	(四) 高
	五 (五) 河
	(六) 福島復興再生特別措置法第九条第四項(同法第十七条の八第二項において準用する場合を含
	t; °),
	項(同
	七条の
三	
	(二) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置

十九号)第三条の規定による補助金(公営企業に係る市場事業に係るものを除く。)

- $\stackrel{\frown}{=}$ 公共土木施設災害復旧 事業費国 庫負担法第四条第一 項の規定による負担金
- <u>四</u> 森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助
- 金

(昭和二十七年法律第三百三号)第二条又は第三条の規定による負担

金

五

義務教育費国庫負担法

六 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定によ

る負担金

(七) 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第三十七条第三項の規定による補助金 (交通安全

施設等整備事業に係るものを除く。)

- 八 地すべり等防止法 (昭和三十三年法律第三十号) 第二十九条の規定による負担金
- 九 激甚災害に対処するため の特別 の財政援助等に関する法律 (昭和三十七年法律第百五十号)

第七条第三号、 第十一 条第一項又は第十六条第一項の規定による補 助 金

 $\widehat{+}$ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十七号)第二十二条の規定に

よる補助金

(十一) 震災特別法第七条の規定による補助金

東日本大震災に対処するため

の土地改良法

の特例に関する法律第六条の規定による補助

金

東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金 (同法第七十七 条第二

項第三号に規定する事業の実施に係るもの(公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公

的賃貸住宅の建設、 買取り、 改善等に係る事業に係るものを除く。) に限る。)

(十四) 特定非営利活動法人等被災者支援交付金

(十五) 東日本大震災復興推進調整費

(十六) 福島再生加速化交付金 (公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の

建設、買取り、改善等に係る事業に係るものを除く。)

(十七) 被災者支援総合交付金

(十八) 情報通信技術利活用事業費補助金

(十九) 情報通信基盤災害復旧事業費補助金

) 漁港施設災害復旧事業費補助	(=+1-)
) 漁港施設災害関連事業費補助(公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。)	(<u>=</u> + -)
共同利用漁船等復旧支援対策費補助金	(<u>=</u> +)
) 海岸保全施設等災害復旧事業費補助	(二十九)
) 保健衛生施設等災害復旧費補助金	三十八
)が道施設災害復旧事業費補助(公営企業に係る水道事業に係るものを除く。)	(二十七)
) 社会福祉施設等災害復旧費補助金	二十六)
) 文化芸術振興費補助金	(二十五)
) 福島原子力災害避難区域教育復興設備整備費補助金	(二十四)
) 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金	(1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 +
)が後地通学用バス等購入費補助金	(1 + 1 + 1)
) 国宝重要文化財等保存整備費補助金	(i + i)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金	<u>=</u> +

(三十三) 漁場等復旧支援対策費補助金

(三十四) 水産業共同利用施設設備復旧支援整備費補助金 (公営企業に係る市場事業に係るもの を

除く。)

(三十五) 水産業共同 利用施設復旧 整 一備費補助金 (公営企業に係る市場事業に係るものを除く。)

(三十六) 水産試験研究拠点整備費補助金

(三十七) 治山施設災害復旧事業費補助

(三十八)

農業

食品産業強化

対策推進交付金

(放射性物質の影響緩和対策に係るものに限る。)

(三十九) 農業 食品産業強 化 対策整 備交付金 (放射性物質 (の影響緩和対策に係るものに限る。)

(四十) 農業用施設災害復旧事業費補助

(四十一) 農業用施設等災害関連事業費補助 (公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。)

(四十二) 農山 漁村地域整備交付金 (市町村が実施する防潮堤整備 事業に係るものに限る。)

(四十三) 農村地域 後興再生基盤総合整 備事 業費補助 (この省令の施行の際現に除染と一体的 に農

地整備事業を実施している地区に係るものに限る。)

五) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	(五十五)
四) 住宅施設災害復旧事業費補助	五十四)
無料措置に係るものに限る。)	無料
三) 社会資本整備総合交付金(効果促進事業として実施する母子避難者等に対する高速道路	五十三
二) 港湾施設災害関連事業費補助	五十二
一) 観光関連復興支援事業費補助金	五十一
) 河川等災害復旧事業費補助(公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。)	五十
九) 河川等災害関連事業費補助	(四十九)
八) 国内立地推進事業費補助	(四十八)
七) 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	(四十七)
六) 林道施設災害復旧事業費補助	四十六)
五) 農地・水保全管理支払交付金	 四 十 五
四) 農地災害復旧事業費補助	(四十四)

							四					
(七)	第四	(六)	五		(11)	(1		(五十九)	も の	(五十八)	(五十七)	(五十六)
水産基盤整備事業費補助	四号に規定する事業に係るもの(公営企業に係る事業に係るものを除く。)に限る。)	東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金(同法第七十七条第二項	警察法第三十七条第三項の規定による補助金(交通安全施設等整備事業に係るものに限る。)	道路法第五十六条の規定による補助金	道路法第五十条第一項の規定による負担金	国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第九条の二第二項の規定による負担金	港湾法第四十二条第一項又は第四十三条第一号、第二号若しくは第五号の規定による補助金	放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物処理事業に係るものに限る。)	に限る。)) 循環型社会形成推進交付金(いわき市が原子力発電所の事故に伴い実施する事業に係る)東北観光復興対策交付金	 都市災害復旧事業費補助

八
水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金

- (九) 水産資源環境整備事業費補助
- (十) 水産物供給基盤整備事業費補助
- +--農業 食品産業強化対策推進交付金 (三の項(三十八)に掲げるものを除く。)
- (+ <u>-</u> <u>-</u> <u>-</u>) 農業・食品産業強化対策整備交付金(三の項(三十九)に掲げるものを除く。)
- 農山漁村地域整備交付金(三の項(四十二)に掲げるものを除く。)
- (十四) 農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助 (三の項(四十三)に掲げるものを除く。)
- (十五) 社会資本整備総合交付金(三の項 (五十三) に掲げるものを除く。)
- (十六) 循環型社会形成推進交付金 (三の項 (五十八) に掲げるものを除く。)